

内閣不信任案は極めて簡短である。随て説明も多くの言辭は要しない。要するに超然内閣には反対すると言ふことである。内閣組織に關し、勿論 天皇の大權の發動に於いては何人が大命を拜するやも知れず。勿論此の間に於ては政黨員たり政黨員たらざるの區別があるべき筈はない。併し既に大命を拜して大任に當ると言ふ以上は、如何にしたならば、圓滿に大政を遂行し得るかは講究すべき問題である。それ故に政黨出身でなければならぬと云ふ議論を必ずしも主張するのではない。政黨を根柢とせざれば、如何に聰明なる政治家と雖も圓滿の政治は出来るものでないと言ふ是だけの問題である。

現内閣が成立して以來、今日に至る四箇月間に施政上著しきものはないと言ふ攻撃もある。併し私は十分の寛恕を與へたいと思ふ。無論重大なる時局に向つて僅々四箇月間に總ての計畫を立てると言ふは餘程是は困難な問題である。私は左様に苛酷に責める者ではない。現に此四箇月間に定められた事柄に於いても、是なる事は是なりと私は認めて居る。即ち對支外交の如き確かに從來の弊害、列國の猜疑の原因となるべき事柄、隣邦の疑惧心を喚起するが如き原因は、一切のものを斷了したることに於ては確かに私は賛成である。此點に於ては現内閣に敬意を表するのである。併し將來如何なることを積極的に爲されるか、日支親善に如何なる具體的の仕事が出来て居るかと言ふに遺憾ながら是は未だ現はれて居ない。又姑息なる前内閣の豫算を踏襲せられたるが故に此の内閣に

如何なる計畫ありやと言ふに付ては餘程の疑を挾まねばならない。

今日内閣諸公と雖も、吾々と雖も憂ふる所は同一であると考え。即ち時局である、世界の國に對して如何に帝國が備へるかと言ふ問題である。寺内内閣が一人の與黨も有せず、斷々乎として此の議會に臨まれたと言ふ抱負も亦即ち茲であらうと思ふ。平素とは違ふ、此の時局であるが故に成敗利鈍を問はず一身を 陛下に捧げ奉つて此の大任に膺ると言ふ抱負であらうと考へる。吾々が又此の内閣に處決を促すも即ち時局の問題である。

私は寺内伯爵の爲めに甚だ遺憾に存する。是迄の名譽ある經歷をもつて居られながら、此の艱難な時局に身を挺して當られた誠意に對しては、甚だ敬意を表するものであるが、仕事を爲す支けの順序を付けなければ、徒勞に屬するが故に、遺憾ながら内閣諸公は時局の爲めに自ら顧みて處決せられんことを希ふのである。

右犬養毅氏の提出説明の演説終了に次いで無所屬議員の林毅陸氏發言を求めて、犬養氏に對し左記事項に關し、不信任決議案提出者として辯明を求むることになつた。

政黨政治と言ひ政黨内閣と言ふが、夫れは一體如何なる意味のものであるか。唯漫然政黨を基礎とする、政黨が擁護者となつて居ると言ふ場合ならば、それで宜しいと言ふのであるか。此の案の理由書に「現内閣は舉國一致を標榜して毫も其の實無く立憲の正道を稱へて自ら其常軌に戻る云々」

の文句がある。併し政黨も時に依つては國民の代表を標榜して毫も其實無く、立憲の正道を稱へて却て其の常軌に戻ること爲すものがある。

夫故に先づ第一に、政黨が政黨の任務を盡さず、其の擁護する所の政府に重大なる失策失敗のありたる場合にも、唯徒らに政府を擁護するを以て足れりと爲すが如きの所謂政黨がある。果して此案の提出者は、斯る政黨内閣でも超然内閣より宜しいと言ふ趣意を以て、之を提案されたるかを伺いたい。

第二に、彼の大浦事件の如き政府が失態を極めたる場合に於ても、其の與黨たる者が之を責めんとせず、之を以て政黨政治と稱へたるが如き實例を見たのである。斯の如き似て非なる政黨内閣を是認する意味に於いての超然内閣排斥の意見であるかを伺いたい。

第三に、此の前大隈内閣が倒れた。其の後加藤内閣説があつた。言ふ迄も無く加藤子爵は大隈内閣失政の連帶責任者である。此の連帶責任者をして後繼内閣を造らしめんとしたのは非立憲の甚だしきものである。斯る内閣を是認する意味に於いて、政黨政治を主張し、超然内閣を排斥するのであるかを伺いたい。

右の林毅陸氏の提出理由に關する質問に對し、犬養毅氏は大略左の如くに答辯する所があつた。而して此の間議場は益々緊張を加ふることになつて來た。

唯今、林君から提出者に向つて御質問であつたが、他の妨げの聲の爲めの十分に聽き取り得なかつた。併し斯様に承つた。國民黨の是迄の政黨主義は分明にして分つて居るが、憲政會の政黨主義は甚だ怪しいが是はどうであるかと言ふ問の様であつた。私も憲政會はタツタ此の間まで當面の敵と考へて居りましたが、此の案に就いては賛成者であります。併しながら提出者としては、此の案に憲政會が同意された以上は、國民黨と同様の意見に變化致されたものと認めて宜しいと思ふ。

夫で政友會院内總務元田肇氏は、右不信任決議案に對して反對の意見を演説すべく登壇することゝなつた。同氏の議論は政友會大會に於ける宣言に基き、其の論旨の大要左の如くであつた。

本員は此の決議案に對して反對の意見を以つて居る。本員等は理想としては固より政黨内閣を希望して居る。併し今日絶對的に是のみに限り他の存在を許さずと言ふ如く憲法を解釋する者に對しては、吾々聊か議論があるのである。併し幸に此の點に付ては犬養君より論戰を避けられて、何れの政黨にも基礎交渉を有しない内閣が、此の内外多事の時局に當つて何が出来るか、此時局に對しては何分信任することが出来ないと言ふことは、勿論信じて居ない。犬養君は今日斯様な内閣を拵へる必要があり、之が實現を期する爲めに不信任案を提出したと言つて居るが、其を今日直に實行し得るか否かと言ふに至つては大に問題である。

吾人が今日の如き内閣に對し、姑く忍ばなければならぬと言ふことを明らかにするには、少しく現内閣の成立當時に遡つて考へなければならぬ。此の内閣の出現する前に、吾々は何と言つて居たか、諸君は何と言つて居たか。大隈内閣の如き内外の秕政あるものに比ぶれば、どんな内閣でもましであるから、更迭を要すると絶叫したる次第ではありませぬか。此の點に就いては犬養君を始め國民黨の諸君も吾々と同じことである。而して次の内閣に發言の權利を有するものは、失敗したる憲政會の諸君ではない、吾々並に國民黨の諸君のみが當然の發言權を有つて居ると、吾々は確信して居るのである。

現に大隈内閣が倒れんとする時に當つて、首相大隈侯は寺内伯を後繼首相に奏薦し、態々朝鮮より呼び戻しながら、自分の黨派の都合の宜い相談が出来ぬと言ふので、直に之を排斥して、加藤子を推すと言ふことは、何たる非立憲であるか。斯様な事が企てられて、其の事が遂にならずして、此處に寺内内閣が出来たのである。夫れも普通の時ならば、吾々も國民黨の諸君と同じく斯の如き超然内閣を忍ぶものではない。併し當時の形勢は斯くの如きであつて、或は更に一層惡しき前内閣の様なものも成立するかも知れぬと言ふことを信じたる故、それならば吾々は今姑く今日の内閣の経過を見ると言ふことが宜からうと考へるのである。

現内閣は成立以來四箇月になるが何もせぬと言ふことであるが、現に對支外交の如きに於ては、前内閣の失政を改善する爲めに、其の方針を一變して、著々其の進歩を進めつゝあるのである。是が實行出来ぬかは、暫らく見て居らなければ分らぬ筋である。犬養君は現内閣の外交方針には同感であるが、現内閣には如何なる抱負があるか、豫算の上に少しも閃きがないと言はれたが、現内閣の諸公に向つて就任後二三箇月間に新たに豫算を作り、其の全般の計畫を立てると言ふことは無理な要求であつて、それが出来ぬから不信任であると言ふのは少しく酷なる議論ではないかと思ふ。是等の事情からして、姑く現内閣の施設を見、外交に於ては既に其方針を改めて居るから、其の爲す所を見、而して其の上不都合な事あらば、諸君と共に此の内閣に反對することは、斷々乎として憚らぬのである。犬養君の望む所は今日に於いて直に實現することは出来ないと思ふからして、私は斯の如くするのが、憲法政治の上に於て、穩健なる行動であることを確信して疑はないのである。斯様な意味に於いて本員は、遺憾ながら國民黨諸君の御提出になつた所の此の案に對して反對の意を表し、又更に憲政會の諸君に向つては、此の案を御賛成せらるゝに立ち至つた心情の如何に苦痛を感じらるゝかを御察し申すのである。

右元田總務の反對演説に次いで、寺内首相登壇して、不信任決議案に對し、政府の所信に就いて、左の如くに辯明し、提出者の省慮を求むることになつた。

唯今本議場に於て論議せらせらるゝ所の決議案に就いて、政府は諸君の省慮を求むるが爲めに、茲

に其の所信を言明することにする。本大臣内閣を組織して以來今日に至る四箇月間に於いて、一意専心 聖明に對し奉りて輔弼の職責を盡くさんことを期待して居る。

何れの内閣に在りても、短日月の間に於いて、顯著なる政績を擧げ、且つ之を世に公にすることは實際に於いて不可能事である。殊に前古未曾有の時局に際し、乖誤累を貽したる今日に及び、政府の經論を行ふに多少の歳月を要すべきは勿論である。外交に於ては既に前轍を改め、更に方針を定めて實行しつゝあることは、既に一昨日の本會議及秘密會に於いて言明した通りである。且つ久しきに彌りて内閣に東ねたる重要事項を處理して罅漏なからしめんことを期して居る。政府は徒らに躊躇逡巡して國務を曠廢するが如きは斷じて爲さぬ所である。

決議案の理由書中に、現内閣は帝國議會に基礎を有せずとあるが、若し帝國議會の一院たる衆議院に於ける多數政黨に基礎を有せずと言ふ譯けならば、前内閣が少數黨を援助として内閣を組織したる事も亦非立憲と言ふべきである。

現内閣は現在政黨と何等結托する所もなく、又何れの政黨に對しても亦専ら公平を支持し、虚心坦懐、其の間に處して、至誠胸襟を披き舉國一致の實を行はんとして居るものである。國政を料理する上に於て、政見を同する政黨に對しては、進んで其の贊成を求め、更始の善政を行ひ、興國の好機を逸せざるの覺悟である。今日の時局は、實に國家盛衰の因つて岐るゝ所である。諸君は其の

職責に顧みて政府の提出する議案を審議し、公平なる判断を下して、國務を濫滯せしめざるの義務を有せらるゝ者と承知して居る。

内閣は大權の發動に因つて進退すべき外、徒らに外間の容喙を許すべきものでないと信じて居る。諸君帝國の憲法の規定に依らざるの行動を敢てして、強ひて不信任を決議せられんとするに於ては政府は其確信する所に於いて、必要なる處置を取らざることを得ないと存じて居る。

右首相の演説終りて、通告順に依り、憲政會總務尾崎行雄氏登壇し、不信任案提出に對する贊成演説を試みんとするの時、有松法制局長官は恭しく岡崎衆議院書記官長に 詔勅を手渡することになつた。島田議長起立と同時に議員一同も亦起立して敬意を表し、尾崎氏の復席を俟ちて、議長は左記の詔書を捧げて讀み上げることになつた。

詔書

朕帝國憲法第七條ニ據リ衆議院ノ解散ヲ命ス

大正六年一月二十五日

御名 御璽

各大臣副署

右詔勅の捧讀終ると同時に、政友會國民黨の議席より萬歳の聲天地を撼さん計りなりしに、憲政會

の議席は驚愕の餘り寂として聲無きの有様であつた。時は正しく二十五日午後二時三十五分。

解散後、政友會代議士は直に本部に引き上げ、階下の食堂に於いて、憲政の前途に對して大に祝盃を擧げることになり、院外者來り會する者三百餘名と言ふ大盛況を見、論議頗る振ひ、八時に至りて漸く散會するの有様であつた。憲政會も亦直に築地精養軒にて白票懇親會を開くことに定め、國民黨に之を交渉したるに、國民黨は共に盃を擧ぐるを欲せず、國民黨所屬代議士だけにて、解散後直に院内食堂に於いて名残りの盃を酌み交はしたのであつた。而して犬養氏の憲政會との絶縁演説なるものが試みられたのである。憲政會は獨り寂しくも精養軒に別離の盃を上げることになつた。槿花一朝の榮に誇りしもの今果して如何の感想かある。

第三章 解散の翌日

議會解散の翌二十六日に、各政黨は夫々前代議士會を開き、總選舉に對する諸般の事項を協議することになつた。憲政會は同日午前十時より築地精養軒に前代議士會を開催し、國民黨も亦同日午後一時より本部に於いて前代議士會を開き總選舉に對する畫策を協議したのであつた。

政友會も亦同日午前十一時過ぎ本部階上廣間に於いて、前代議士會を開き、原總裁を始め前代議士

九十餘名出席、諸般の黨務並に總選舉に對する畫策を協議し、原總裁は大略左記の如き演説を試み、總選舉に對し、黨員を鼓舞激勵する所があつた。

原總裁の演説

議會解散は不幸なる出來事なるには相違なし。然れども既に解散となりたる以上は、之を一轉して憲政の進歩に資するの覺悟あること必要なり。大會に於て述べたるが如く吾國の遭遇し居る現下の状態は、實に容易ならざるものなるに依り、國家國民の福利を増進すべき根本政策を確立するを以て最大急務なりと信ず。徒らに政争を事とするが如きは、決して國家に忠實なる所以にあらざるなり。故に我黨は現内閣に對し、嚴正中立の態度を持し、其是なるものは之を贊成し、其非なるものは之を排除して以て國家に貢獻する所あらんと欲せしに、念慮茲に及ばざる者多く、遂に解散の不幸を見るに至れり。今更ら詳言する迄もなく、大隈内閣は秕政百出遂に壞崩するに至れるものなり。而して當時與黨たりし憲政會は、其の全責任を負ふべきものなるに、彼等は毫も反省する所なく、却て政權已に歸せざりしを以て非立憲呼はり爲す。之れ徒らに政争を事とし、國家國民を忘れたる者に非ずして何ぞや。

去二十三日の議場及其秘密會に於て、現内閣が披瀝したる事實は、余が屢々外交上憂慮すべきものありと言へる事實の一端を證明するに足るべし。又た外交方針特に對支方針の一變即ち現内閣の新

たに執れる方針は、大隈内閣の方針とは全然異り、恰も從來我黨の主張せし所と一致せり、之れ國家の爲め寔に欣幸の事なりとす。而して世人も亦如何に大隈内閣が、外交上其害毒を殘し、國家を危険に導きつゝありしかを、今期議會に於て了解せしなるべし。内政に至りても亦然り。或は議場に於て、或は委員會に於て、大隈内閣の失政は質問すればする程陸續として暴露し、當時與黨たりし憲政會は大に驚き、他黨を壓迫して其の暴露を防がんと企てたる事、又既に世人に認められたるならん。

果して然らば余が嘗て憲政會は憲政を云々する資格なしと言へるもの、茲に明らかに立證せられたるにあらずや。故に露骨に之を言へば、憲政の發達を計り國運の隆盛を期せんとするには、憲政會を打破するより急なるはなし。余は固より大隈内閣が嘗て我黨に臨みたる如く、反對黨の撲滅を以て目的とするものに非ずと雖も、憲政會は大隈内閣の惡政を如何に援助せしか、又其の惡政の結果が如何に國家に害毒を流しつゝあるかを、國民の眼前に披瀝して、其の公明なる判断を請はんと欲する者なり。反對黨の讒誣中傷に依りて、我黨の蒙りたる世上の誤解も漸次に消散し、我黨を横暴なりと呼びたる者も、今は大隈内閣及び其與黨の如何に横暴なりしやに驚きたるなるべし。

諸君歸郷せられなば、我黨の執りたる穩健なる態度と、目下内外の狀態に照らし、此態度を執るの最も國家に忠實なる所以とを明瞭に指示せられ、選舉に臨まれ度し。一昨年大隈内閣の施行したる

選舉は、古今未曾有の大干渉にして、遂に我黨に一大打撃を加へたるは、世人の記憶に新たなる所なり。今回の選舉は之に反し、恣る干渉あるべしとも信ぜられず。故に我黨の恢復を圖るには絶好の機會なりと思はるゝに依り、諸君と共に奮勵して十二分の好果を收め、依て以て國家に貢獻せんことを切望に堪へざるなり。終に臨み諸君連日の勞を感謝し、益々諸君の奮闘を祈る。

之を要するに、第三十八議會が、何故に解散を見たるかは、右數章に亘り詳述せる所に依りて、其の真相明らかにせられたる次第である。而して憲政確立のことが、我國民各人の穩健公正なる憲政思想に基礎すべきは勿論のことである。言ふ迄もなく憲法政治は其の實質に於いて嚴正なる責任政治である。政府當局も國民も總て國家に對し、徹頭徹尾至誠と責任を以て終始すべきの政治である。殊に憲政の濟美其ものを目的とする政黨が奉公の大義に於いて、終始一貫の至誠と責任心を以て、其存立の基礎とし生命とすべきは勿論のとである、而かも大隈内閣及び其の與黨たる憲政會の放漫無責任の事實は世界の憲政史上未だ嘗て其の比を見ないのである。吾々國民の今日に處するの途は、其分を盡くすの責任心を基礎とし、施政の事實に依りて公正なる判断を下し、形式論に囚はれて大局を誤る事なく、興國の畫策に對し、至誠以て國家に寄與し、憲政有終の美を濟す可きの一事存するのみである。

大隈内閣の真相

終

大正十一年一月廿五日印刷
大正十一年一月廿八日發行

著者兼
發行所

東京市芝區南佐久間町二丁目十七番地

西野雄治

印刷者

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

石川金太郎

印刷所

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

株式會社秀英舍

非賣品

572
10

512

10

終